



昭和四十六年四月二十八日 参議院會議録第十一号 議長の報告 會議 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案外一件

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

漁港法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託  
悪臭防止法案 公害対策特別委員会に付託  
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案  
大蔵委員会に付託

海洋水産資源開発促進法案

農林水産委員会に付託  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
通信委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案可決報告書  
文化功労者年金法の一部を改正する法律案修正議決報告書

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案可決報告書  
郵便法の一部を改正する法律案可決報告書  
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案可決報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書  
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

建設省設置法の一部を改正する法律案  
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

建設省設置法の一部を改正する法律  
同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員木村精八郎君提出中国産調整食肉輸入に関する質問に対する答弁書

入に関する質問に対する答弁書

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案。

日程第二、旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長鬼丸勝之君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案

港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和四十三年度」を「昭和四十六年度」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項の次に次の一項を加える。

14 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(昭和四十六年法律第 号)による改正前の港灣整備緊急措置法第三条に規定する港灣整備五箇年計画に係る港灣整備事業で国が施行したもの(昭和四十五年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十六年度以後の年度の繰り越したものでより国が施行する港灣整備事業を含む)は、第一条第一項に規定する港灣整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月二十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案

旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

旅行業法

題名の次に次の目次を附する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 旅行業(第三条―第二十二條)

第三章 旅行業協会(第二十二條の二―第二十二條の二十四)

第四章 雑則(第二十三條―第二十七條)

五八八

第五章 罰則(第二十八條―第三十二條)

附則

第六條第一項第一号及び第三号、第六條の二、第六條の三第一項、第七條第二項から第五項まで、第十二條第二項、第十二條の四から第十五項、第十八條第一項及び第四項、第十七條第一項、第二十一條第一項、第二十六條第一項及び第二項並びに第二十八條第四号中「旅行あつ、旋業を「旅行業」に、「旅行あつ、旋業を「旅行業務」に、「旅行あつ、旋業者」及び「旅行あつ、旋業を営む者」を「旅行業者」に改める。

第一条の前に次の章名を附する。

第一章 総則

第一条及び第二条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、旅行業を営む者について登録制度を実施するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業を営む者の行なり取引の公正を確保し、もつて旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行なう事業(もつぱら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行なうものを除く)をいう。

一 旅行者のため、運送又は宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次をする行為

二 運送又は宿泊のサービスの提供を受ける者のため、旅行者に対するこれらのサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

三 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送又は宿泊のサービスを提供する行為

第四條第一項に次の二号を加える。

六 旅行業代理店業を営む者に旅行業務を取り扱はせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

第七条の見出しを「(営業保証金の供託)」に改

その他の營業所とにつき、一般旅行業及び国内旅行業の別に、旅行業務に関する取引に係る債務の類及び弁済の状況その他旅行業務に関する取引の実情並びに旅行業務に関する取引の相手方の保護を考慮して、運輸省令で定める額と

(旅行業代理店業者の営業所)  
 第十一条の二 この法律の規定による営業保証金の供託については、旅行業代理店業者の登録を受けた者(以下「旅行業代理店業者」という。)の営業所は、その代理する旅行業者の営業所とみなす。

(旅行業務取扱主任者の選任)

第十一條の三 旅行業者は、営業所ごとに、一人以上の第四項の規定に適合する旅行業務取扱主任者を選任して、当該営業所における旅行業務の提供の確実性、取引条件の明確性及び監督に關する事務を行なわなければならない。ただし、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その日から十四日間は、旅行業務取扱主任者を選任しておかなければならない。

- 一 当該営業所の旅行業務取扱主任者として選任した者のすべてが第六條第一項第一号から第五号までの一に該当するに至つたとき。
- 二 当該営業所の旅行業務取扱主任者として選任した者のすべてが欠けるに至つたとき。
- 三 前項の規定は、旅行業務を取り扱う者が一人である営業所についても適用があるものとす。

3 旅行業務取扱主任者は、他の営業所の旅行業務取扱主任者となることのできない。

4 旅行業務取扱主任者は、第六條第一項第一号から第五号までの一に該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。

- 一 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次に掲げる者
- イ 次条の規定による一般旅行業務取扱主任者試験又は国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者
- ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者
- 二 前号の営業所以外の営業所にあつては、次に掲げる者
- イ 次条の規定による一般旅行業務取扱主任者試験に合格した者
- ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者

(旅行業務取扱主任者試験)

第十一條の四 旅行業務取扱主任者試験は、旅行業務取扱主任者の職務に關し必要な知識及び能力について運輸大臣が行なう。

2 旅行業務取扱主任者試験は、一般旅行業務取扱主任者試験及び国内旅行業務取扱主任者試験の二種類とする。

3 運輸大臣は、運輸大臣の指定する者が第一項の知識及び能力に關して実施する講習会の課程を修了した者又は運輸省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱主任者試験の一部を免除することができる。

第十二條第一項を次のように改める。  
一般旅行業者又は国内旅行業者は、旅行業務の取扱の料金を定め、その実施前に運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(旅行業務約款)

第十二條の二 一般旅行業者又は国内旅行業者は、旅行業務に關する契約(旅行に關するサービスを提供する者のため代理して締結する契約を除く)に關し、旅行業務約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。運輸省令で定める輕微な變更をしようとする場合を除き、これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

- 一 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも旅行業務の取扱の料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払いもどしに關する事項並びに旅行者の責任に關する事項が明確に定められているものであること。

3 運輸大臣は、第一項の規定により認可をした旅行業務約款が旅行者の正当な利益を害するおそれがあるとき、その變更を命ずることができる。

4 旅行業者は、第一項の規定により認可を受けた旅行業務約款(旅行業代理店業者にあつては、その代理する旅行業者が同項の規定により認可を受けた旅行業務約款)を営業所において旅行者の見やすいように掲示しなければならない。

(取引条件の明示)  
第十二條の三 旅行業者は、旅行業務に關し旅行者と取引をしようとするときは、運輸省令で定める場合を除き、当該取引に係る旅行に關するサービスの提供に關し、代理して契約を締結するの、媒介して契約を成立させるの、取次をするの、又は自ら提供する場合の別を明らかにしなければならない。

第十二條の四を第十二條の八とし、第十二條の三の次に次の四條を加える。

(取引条件の説明)  
第十二條の四 旅行業者は、旅行業務に關し旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認したうえ、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

(書面の交付)  
第十二條の五 旅行業者は、旅行に關するサービスの提供に關し、当事者の一方を代理して契約を締結し、当事者間を媒介して契約を成立させ、取次をし、又は自ら提供をする契約を締結したときは、運輸省令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に關するサービスの内容及その他運輸省令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に關するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

(外務員の証明書携帯等)  
第十二條の六 旅行業者は、勧誘員、販売員、外交員その他のいかなる名称を有する者であるかを問はず、その役員又は使用人のうち、その営業

所以外の場所での旅行業者のために旅行業務について取引を行なう者(以下「外務員」という)に、運輸省令で定める様式による証明書を携帯させなければならない。その者を外務員としての業務に従事させてはならない。

2 外務員は、その業務を行なうときは、前項の証明書を提示しなければならない。

3 外務員は、その所屬する旅行業者に代わつて、旅行者との旅行業務に關する取引について一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。ただし、旅行者が悪意であつたときは、この限りでない。

(誇大広告の禁止)  
第十二條の七 旅行業者は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に關するサービスの内容及その他の取引の条件について、著しく事実と相違する表示をし、又は實際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第十六條第一項中「第七條第一項、第十條第一項及び第十八條第一項の規定により」を削る。

第十七條第一項中「第七條第一項、第十條第一項及び次条第一項の規定により」を削る。

該旅行業者が供託しているに改め、同条第二項中「省令」を「法務省令、運輸省令」に改める。

第十八條第一項中「第九條第一項に規定する額」を「第十一條第一項の運輸省令で定める額」に改め、同条第二項中並びに第九條第一項及び第三項を削り、「第七條第四項」を「同条第四項」に、「省令」を「法務省令、運輸省令」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(営業保証金の保管等)  
第十八條の二 一般旅行業者又は国内旅行業者は、金銭のみをもつて営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためそのもよりの供託所が變更したときは、遅滞なく、法務省令、運輸省令で定めるところにより、営業保証金を供託している供託所に対し、

費用を予納して、移転後の主たる営業所のもよりの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならぬ。

2 一般旅行者又は国内旅行者は、第十一条第六項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭をもつて営業保証金を供託している場合において、主たる営業所を移転したためそのもよりの供託所が変更したときは、遅滞なく、新たに当該営業保証金と同額の営業保証金を移転後の主たる営業所のもよりの供託所に供託しなければならぬ。その供託をしたときは、法務省令、運輸省令で定めるところにより、移転前の主たる営業所のもよりの供託所に供託した営業保証金を取りもどすことができる。

3 第七條第二項の規定は、第一項及び前項前段の場合に準用する。

第十九條第一項中「業務」の下に「の全部若しくは一部を加える。」

第二十條中「第十條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

第二十一條第一項中「第九條第一項に規定する額」を「第十一條第一項の運輸省令で定める額」に改め、同條第三項中「省令」を「法務省令、運輸省令」に改める。

第二十一條の二中「登録簿」及び「旅行、つ、旅業者登録簿」を「旅行業者登録簿」に改める。

第二十二條の見出し中「登録の」を削り、同條中「又は第八條第一項の規定による変更の登録の申請をする者は、二千円以下の範囲内において政令を」を「する者、第十一條の三第四項の規定による認定を受けようとする者又は第十一條の四第一項の旅行業務取扱主任者試験を受けようとする者は、実費を勘案して運輸省令」に改め、同條の次に次の一章を加える。

第三章 旅行業協会  
(指定)  
第二十二條の二 運輸大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、

昭和四十六年四月二十八日 参議院會議録第十一号

その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行なうことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行なう者として、指定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された社団法人であること。

二 申請者が旅行者のみを社員とするものであること。

三 申請者の定款が社員の資格の得喪に關し第二十二條の四の規定に適合するものであること。

四 申請者が第二十二條の二十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者でないこと。

五 申請者の役員のうち第六條第一項第一号から第三号まで又は第五号の一に該当する者がなないこと。

2 運輸大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下「旅行業協会」といふ。)の名称、住所及び事務所の所在地並びに第二十二條の九第一項の運輸大臣の指定する昇降業務開始日を官報で公示しなければならない。

3 旅行業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)  
第二十二條の三 旅行業協会は、次の各号に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

一 旅行者及び旅行に關するサービスを提供する者からの社員の取り扱つた旅行業務に対する苦情の解決

二 旅行業務の取扱にに従事する者に対する研修

三 旅行業務に關し社員と取引をした者に対し、その取引によつて生じた債権に關し弁済をする業務(以下「昇降業務」といふ。)

(社員の資格及び加入)  
第二十二條の四 旅行業協会は、社員の資格について、第四條第三項に規定する旅行業の種別以外の制限を加えてはならない。

2 旅行業協会は、社員としての資格を有する旅行者が旅行業協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(社員の加入及び脱退の報告)  
第二十二條の五 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

(苦情の解決)  
第二十二條の六 旅行業協会は、旅行者又は旅行に關するサービスを提供する者から社員が取り扱つた旅行業務に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該社員に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 旅行業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該社員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 社員は、旅行業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 旅行業協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について社員に周知させなければならない。

(旅行業務の研修)  
第二十二條の七 旅行業協会は、その組織する社員の旅行業務の種別に應じ、一定の課程を定め、旅行業務取扱主任者の職務に關し必要な知識及び能力についての研修その他旅行者の従業者に対する旅行業務の取扱についての研修を実施しなければならない。

2 前項の研修は、社員以外の旅行者の従業者も受けることができるようにしなければならない。

(昇降業務保証金の供託)  
第二十二條の八 旅行業協会は、第二十二條の十第一項から第三項までの規定により昇降業務保証金分担保の納付を受けたときは、その日から七日以内に、法務省令、運輸省令で定めるところにより、その納付を受けた額に相当する額の昇降業務保証金を供託しなければならない。

2 昇降業務保証金の供託は、旅行業協会の住所のもよりの供託所にしなければならない。

3 第七條第二項及び第十一條第六項の規定は、第一項の規定により昇降業務保証金を供託する場合に準用する。

(昇降業務保証金の還付)  
第二十二條の九 保証社員(次条第一項の規定により昇降業務保証金分担保を納付した社員で第三條の登録を受けた日から一年を経過した者をいう。以下同じ。)と旅行業務に關し取引をした者は、運輸大臣の指定する昇降業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に關し、当該保証社員について昇降業務規約で定める昇降限度額の範囲内(当該保証社員について既に次項の認定をした債権があるときはその額を控除し、第二十二條の十一第二項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行業協会が供託している昇降業務保証金から昇降を受ける権利を有する。

2 前項の権利を行使しようとする者は、その債権について旅行業協会の認定を受けなければならない。

- 3 旅行業協会は、第一項の権利の実行があつた場合においては、その日から二十一日以内に、当該還付額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。
- 4 第七條第二項及び第十一條第六項の規定は、前項の規定により弁済業務保証金を供託する場合に準用する。
- 5 第一項の弁済限度額は、第二十二條の十四の規定の適用がないとしたならば当該保証社員である旅行業者が供託すべきこととなる営業保証金の額を下ることができない。
- 6 第一項の権利の実行に關し必要な事項は法務省令、運輸省令で、第二項の認証に關し必要な事項は運輸省令で定める。  
(弁済業務保証金分担金の納付等)  
第二十二條の十 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 一 第三條の登録を受けた日から一年を経過しない一般旅行業者又は国内旅行業者である社員 同条の登録を受けた日から一年を経過する日
- 二 第三條の登録を受けた日から一年を経過した一般旅行業者又は国内旅行業者で旅行業協会に加入しようとする者 その加入しようとする日
- 三 第三條の登録を受けた日から一年を経過した一般旅行業者又は国内旅行業者で第二十二條の第二項の指定の日に旅行業協会の社員である者 前条第一項の運輸大臣の指定する弁済業務開始日の一箇月前の日
- 2 保証社員は、新たに営業所(その者を代理して旅行業務を取り扱う旅行業代理店業者の営業所を含む。以下この章において同じ。)を設置したときは、その日から十四日以内に、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 3 保証社員は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、弁済業務規約で定める期日までに、その増額分の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 4 社員は、第一項第一号若しくは第三号又は前二項に規定する期日までにこれらの規定による弁済業務保証金分担金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失ひ、
- 5 第一項又は第二項の弁済業務規約で定める弁済業務保証金分担金の額は、第二十二條の十四の規定の適用がないとしたならば当該社員である旅行業者が供託すべきこととなる営業保証金の額の五分の一を下ることができない。
- 6 第十一條第一項の運輸省令が改正された場合において、弁済業務規約で定める弁済業務保証金分担金の額が前項に規定するその最低額を下ることとなるときは、弁済業務規約が変更され、弁済業務保証金分担金の額が同項に規定する最低額に増額されたものとみなす。この場合において、第三項の規定の適用については、同項中「弁済業務規約で定める期日」とあるのは「当該増額に係る第十一條第一項の運輸省令の施行の日から三箇月を経過した日」とする。  
(還付充当金の納付等)  
第二十二條の十一 旅行業協会は、第二十二條の九第一項の規定により弁済業務保証金の還付があつたときは、当該還付に係る保証社員又は保証社員であつた者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた保証社員又は保証社員であつた者は、その通知を受けた日から十四日以内に、その通知された額の還付充当金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 3 保証社員は、前項に規定する期日までに第一項の還付充当金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失ひ、  
(弁済業務保証金の取りもどし等)  
第二十二條の十二 旅行業協会は、保証社員が旅行業協会の社員の地位を失つたときは、当該保証社員であつた者が第二十二條の十の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金を、保証社員がその営業所を廃止したため当該保証社員に係る同条の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、その減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金を取りもどすことができる。
- 2 旅行業協会は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が減額されたときは、すべての保証社員の減額分に相当する額の弁済業務保証金を取りもどすことができる。
- 3 旅行業協会は、前二項の規定により弁済業務保証金を取りもどしたときは、当該保証社員であつた者又は保証社員に対し、その取りもどした額に相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。
- 4 前項の場合において、当該保証社員が社員の地位を失つたときは次に規定する期間が経過した後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に対して債権を有するときはその債権に關し弁済が完了した後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に關し第二十二條の九第二項の認証をした債権があるときは当該債権に關して生ずることとなる前条第一項の還付充当金の債権に關し弁済が完了した後、前項の弁済業務保証金分担金を返還する。
- 5 旅行業協会は、保証社員が社員の地位を失つたときは、当該保証社員であつた者との旅行業務に關する取引でその者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に關し第二十二條の九第一項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に同条第二項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。
- 6 旅行業協会は、前項の期間内に申出のなかつた同項の債権に關しては、第二十二條の九第二項の認証をすることができない。
- 7 第二十一條第三項の規定は、第一項及び第二項の規定により弁済業務保証金を取りもどす場合に準用する。  
(弁済業務保証金準備金)  
第二十二條の十三 旅行業協会は、第二十二條の九第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納付がなかつたときの弁済業務保証金の供託に充てるため、弁済業務保証金準備金を積み立てなければならない。
- 2 旅行業協会は、弁済業務保証金(第二十二條の八第三項において準用する第十一條第六項の規定により供託された有価証券を含む)から生ずる利息又は配当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。
- 3 旅行業協会は、第二十二條の九第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において、第一項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、保証社員に対し、弁済業務規約で定める額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた保証社員は、その通知を受けた日から一箇月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- 5 第二十二條の十一第三項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金を第二十二條の九第三項の規定による弁済業務保証金の供託に充てた後において、第二十二條の十一第二項の規定により当該弁済業務保証金の供託に係る還付充当金の納付を受けたときは、その還付充当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れ

なければならぬ。

7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が運輸省令で定める額をこえることとなるときは、運輸大臣の認可を受けて、第二十二条の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、そのこえることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り出すことができる。

(営業保証金の供託の免除)

第二十二条の十四 保証社員は、第二十二条の九第一項の運輸大臣の指定する弁済業務開始日以後、この法律の規定による営業保証金を供託することを要しない。

(保証社員となつた場合の営業保証金の取りもと等)

第二十二条の十五 旅行業者は、旅行業協会の保証社員となつたときは、供託した営業保証金を取りもとすることができ、

2 第二十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を取りもとす場合に準用する。

3 旅行業者は、保証社員でなくなつたときは、直ちに、営業保証金を供託しなければならぬ。

4 第七條第二項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第五項中「前項の催告をした場合において、同項の規定により定められた期間内に旅行業者が」とあるのは「旅行業者が保証社員でなくなつた日から七日以内に」と読み替へる。

(保証社員の旅行業約款の記載事項)

第二十二條の十六 保証社員は、その旅行業約款に次に掲げる事項を明示しておかなければならぬ。

一 その所屬する旅行業協会の名称及び所在地  
二 保証社員と旅行業務に關し取引をした者は、その取引によつて生じた債權に關し、その所屬する旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受けることができること。

務保証金から弁済を受けることができること。

三 当該保証社員に係る弁済業務保証金からの弁済限度額

四 営業保証金を供託していないこと。

(弁済業務規約の認可)

第二十二條の十七 旅行業協会は、次に掲げる事項に關し弁済業務規約を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

一 弁済業務保証金分担金の額及び納付の方法に關する事項

二 弁済限度額及び債權の認証に關する事項

三 還付充當金の納付の方法に關する事項

四 弁済業務保証金の取りもと及び取りもとし金の管理に關する事項

五 弁済業務保証金分担金の返還に關する事項

六 弁済業務保証金準備金の管理の方法並びに特別弁済業務保証金分担金の額及び納付の方法に關する事項

七 前各号に掲げるもののほか、弁済業務の実施に關し必要な事項

2 運輸大臣は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業務の適正かつ確實な実施上不適當なものとなつたと認めるときは、旅行業協会に對し、その變更を命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二條の十八 旅行業協会は、毎事業年度開始前に(第二十二條の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後すみやかに)、事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 旅行業協会は、毎事業年度經過後三箇月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第二十二條の十九 旅行業協会の役員を選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十二條の十七第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第二十二條の二第一項第五号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第二十二條の二十 運輸大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に對し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第二十二條の二十一 運輸大臣は、旅行業協会が次の各号の一に該当するときは、第二十二條の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 第二十二條の三各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十二條の十七第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反したとき。

三 第二十二條の十七第二項、第二十二條の十九第二項又は前条の規定による処分違反したとき。

2 運輸大臣は、第二十二條の二第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等の場合の営業保証金の供託)

第二十二條の二十二 旅行業協会が第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した場合においては、当該旅行業協会の保証社員であつた旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。

ならない。

2 第七條第二項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第五項中「前項の催告をした場合において、同項の規定により定められた期間内」とあるのは「旅行業協会が第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した日から二十一日以内」と読み替へる。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第二十二條の二十三 運輸大臣は、第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した旅行業協会(以下「旧協会」という。)の保証社員であつた旅行業者のうち前条第二項において準用する第七條第五項の規定により登録を取り消した者を旧協会に通知する。

2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取りもとすることができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であつた者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であつた者に係る第二十二條の九第二項の認証をした債權で同条第一項の權利が実行されてないものの合計額に相當する額の弁済業務保証金については、この限りでない。

3 旧協会は、第一項の通知を受けたときは、同項の通知に係る保証社員であつた者との旅行業務に關する取引でその者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債權に關し第二十二條の九第一項の權利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に同条第二項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。

4 旧協会は、前項の規定による公告をした後においては、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債權について、なお第二十二條の九第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

5 旧協会は、第三項の公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債權に關する認証の

昭和四十六年四月二十八日 参議院會議録第十一号 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案外一件

事務が終了した後は、その時において供託されている弁済業務保証金のうちその時まで第二十二條の九第二項の認証をした債権で同条第一項の権利が実行されていらないものの合計額を控除した額の弁済業務保証金を取りもどすことができる。

6 旧協会は、第三項の公告に定める期間の後六箇月を経過した日以後は、その時においてなお供託されている弁済業務保証金を取りもどすことができない。

7 第二十一條第二項及び第三項の規定は第三項の規定により公告をする場合に、同条第三項の規定は第二項及び前二項の規定により弁済業務保証金を取りもどす場合に準用する。

(指定の取消し等の場合の弁済業務保証金等の交付)

第二十二條の二十四 旧協会は、前条第二項、第五項及び第六項の規定により取りもどした弁済業務保証金、第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した日以下「指定取消し等の日」という。以後において第二十二條の十一第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金(指定取消し等の日以後において第二十二條の十三第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む)を、指定取消し等の日に保証社員であつた者に対し、これらの者に係る弁済業務保証金分担保金の額に應じ、政令で定めるところにより、交付する。

第二十三條中「第十二條の二第二項」を「第十二條の二第三項」に改め、同条の前に次の章名を附す。

第四章 雑則

第二十五條を次のように改める。

(旅行業者の団体の届出)

第二十五條 旅行業務に関する取引の公正の確保又は旅行業者の健全な発達を図ることを目的として旅行業者が組織する団体は、その成立の日

から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第二十五條の次に次の一条を加える。

(試験事務の代行)

第二十五條の二 運輸大臣は、申請により、旅行業協会に第十一條の四の規定による旅行業務取扱主任者試験の事務(以下「試験事務」という)を行なわせることができる。

2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行なうとするときは、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 前項の試験事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

4 試験事務に従事する旅行業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 前項に規定する旅行業協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 運輸大臣は、旅行業協会の役員が第二項の規定により認可を受けた試験事務規程に違反する行為をしたときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

7 旅行業協会が試験事務を行なうときは、第二十二條の規定による手数料は、旅行業協会に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、旅行業協会の収入とする。

8 第二十二條の十七第二項の規定は試験事務規程について、第二十二條の二十の規定は旅行業協会が試験事務を行なう場合に準用する。

第二十六條第一項中「又は」の下に「旅行業協会その他の」を加え、同条第二項中「事務所又は代理店」を「若しくは事務所若しくは旅行業協会の事務所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

る。

(運輸省令への委任)

第二十六條の二 この法律に規定するものは、この法律の実施のため必要な事項は、運輸省令で定める。

第二十七條の次に次の章名を附する。

第五章 罰則

第二十八條第一号中「一般旅行、あつ、旋業」を「旅行」に改め、同条第三号を削り、同条第二号中「第十條第二項」を「第八條第二項」に、「一般旅行、あつ、旋業者」を「者」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第六條の四第一項の規定による變更の届出をしないで新たに設置した営業所においてその事業を開始した者

第二十八條第四号中「一般旅行、あつ、旋業者」を「者」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 第十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、十萬元以下の罰金に処する。

第二十九條の二 第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第十一條の三第一項の規定に違反した者

第二十九條の二に次の三号を加える。

四 第十二條の二第一項の規定により認可を受けていなければならない事項を認可を受けな

いでしした者

五 第十二條の二第三項の規定による命令に違反した者

六 第二十五條の二第四項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者

第三十條第一号を次のように改める。

一 第六條の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二條の六第一項の規定に違反して外務

員としての業務を行なわせた者

第三十二條第一号を次のように改める。

一 第三十二條の二第四項の規定に違反して旅行業約款を掲示しなかつた者

第三十二條第二号を削り、同条第三号中「第十二條の四」を「第十二條の八」に改め、同条中同号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の旅行、あつ、旋業法(以下「旧法」という)第三條又は第六條の三第一項の規定による一般旅行、あつ、旋業又は邦人旅行、あつ、旋業の登録を受けている者は、改正後の旅行業法(以下「新法」という)第三條又は第六條の三第一項の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けた者とみなす。

2 前項の規定により一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けた者とみなされるものについては、新法第六條の二の規定の適用については、その者が旧法第三條又は第六條の三第一項の規定により登録を受けた日を新法第六條の二の登録の日とみなす。

3 旧法の規定による旅行、あつ、旋業者登録簿は、新法の規定による旅行業者登録簿とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に日本人の本邦内の旅行のみを対象として旧法第二條第一項第二号の行為を行なう事業を営んでいる旧法第三條ただし書に規定する者(以下「旧法届出業者」という)及び新法第四條第三項第三号の旅行業代理店業に該当する事業を営んでいる者(以下「旧法代理店業者」という)は、この法律の施行の日から二月間は、新法第三條の登録を受けないで、当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分がある

までの間についても、同様とする。

2 前項に規定する期間内においては、新法第四  
条第一項第六号、第十一条の二、第十二条の三  
から第十二条の七まで、第十三条、第十四条及  
び第二十六条の規定並びにこれらの規定に違反  
する行為に対する罰則の規定の適用について  
は、旧法届出業者を国内旅行業者と、旧法代理  
店業者を旅行業代理店業者と、旧法代理店業者  
の営業所を旅行業代理店業者の営業所とみな  
す。

3 第一項に規定する期間内においては、旧法第  
十二条の二及び第三十二条（第一号及び第二号  
に係る部分に限る。）の規定は旧法届出業者につ  
いて、旧法第十一条（旧法第十二条の四に係る  
部分に限る。）、第十二条の四及び第三十二条  
（第三号に係る部分に限る。）の規定は旧法代理  
店業者の営業所について、なおその効力を有す  
る。

4 新法第六条の四の規定は、一般旅行業者又は  
国内旅行業者（前条第一項の規定により一般旅  
行業者又は国内旅行業者の登録を受けた者とみな  
されるものを含む。）が、第一項に規定する期間が  
経過した際同項の規定の適用を受けていた旧法  
代理店業者にその期間の経過後も引き続きその  
旅行業務について代理させる場合についても、  
適用があるものとする。

第四条 新法第十一条の三第四項の規定は、この  
法律の施行の日から一年間は、適用しない。

2 前項の期間内における新法第六条第一項第七  
号の規定の適用については、旧法第六条第一項  
第七号に掲げる事項を新法第六条第一項第七号  
に掲げる事項とみなす。

第五条 附則第二条第一項の規定により一般旅行  
業者又は国内旅行業者の登録を受けた者とみなさ  
れるものに係る旅行業約款については、この法律  
の施行の日から一年間は、新法第十二条の二の  
規定を適用せず、なお従前の例による。

第六条 新法第十八条の二の規定は、附則第二条

第一項の規定により一般旅行業者又は国内旅行業  
者の登録を受けた者とみなされるものがこの法律  
の施行の際現に営業保証金を供託している供託  
所がその者の主たる営業所のもよりの供託所と  
異なる場合について準用する。この場合におい  
て、新法第十八条の二第一項及び第二項中「主た  
る営業所を移転したためそのもよりの供託所が  
変更したときは、遅滞なく」とあるのは「その供  
託所が主たる営業所のもよりの供託所でない」と  
きは、この法律の施行の日から六月以内に」と、  
「移転後の主たる営業所のもよりの供託所」とあ  
るのは「主たる営業所のもよりの供託所」と、同  
条第二項中「移転前の主たる営業所のもよりの  
供託所」とあるのは「従前の供託所」と読み替え  
るものとする。

第七条 この法律の施行の際現に新法第二十五条  
に規定する事項を目的として旅行業者が組織し  
ている団体は、この法律の施行の日から三十日  
以内に、同条の運輸省令で定める事項を運輸大  
臣に届け出なければならない。

第八条 この法律の施行前に旧法及びこれに基づ  
く命令の規定によつてした処分、手続その他の  
行為は、新法及びこれに基づく命令の相当規定  
によつてした処分、手続その他の行為とみな  
す。

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第  
五条の規定により従前の例によることとされる  
旅行業約款に係るこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。

（運輸省設置法の一部改正）

第十条 運輸省設置法（昭和二十七年法律第百五  
十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の十六を次のように改  
める。

十四の十六 旅行業に關し、登録し、認可  
し、又は必要な処分をすること。

第四条第一項第十四号の十六の次に次の一  
号を加える。

十四の十六の二 旅行業者の組織する団体に  
關し、指定し、認可し、又は必要な処分を  
すること。

第二十二條第一項第二十三号中「旅行あつせ  
ん業及び」を削り、同号を同項第二十三号の二  
とし、同項第二十二号の次に次の一号を加え  
る。

二十三 旅行業及び旅行業者の組織する団体  
に關すること。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第  
二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項第八号を次のように改め  
る。

八 対外支払手段を対価として行なう旅行業

法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二  
条第二項に規定する旅行業務（同法第六条

の四第一項に規定する旅行業者である個人  
の行なうものに限る。）

第十三条の三第七項第八号中「旅行あつせん  
業者」を「旅行業者」に、「旅行あつせん」を「旅行  
業務」に改め、同条第八項第一号中「旅行あつせ  
ん」を「旅行業務」に改める。

第四十六条の二第三項第八号を次のように改  
める。

八 対外支払手段を対価として行なう旅行業  
法第二条第二項に規定する旅行業務（同法  
第六条の四第一項に規定する旅行業者であ  
る法人の行なうものに限る。）

第四十六条の二第六項第八号中「旅行あつせ  
ん業者」を「旅行業者」に、「旅行あつせん」を「旅  
行業務」に改め、同条第七項第一号中「旅行あつ  
せん」を「旅行業務」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三  
十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十三号を次のように改める。

| 四十三 旅行業の登録                                   |                   |
|----------------------------------------------|-------------------|
| 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三條（登録）の規<br>定による旅行業の登録 | 登録一件につき<br>登録費一萬円 |
| （一）一般旅行業の登録                                  | 登録一件につき<br>登録費一萬円 |
| （二）国内旅行業の登録                                  | 登録一件につき<br>登録費一萬円 |
| （三）旅行業代理店業の<br>登録                            | 登録一件につき<br>登録費一萬円 |

五九六

昭和四十六年三月十六日  
衆議院議長 船田 中  
参議院議長 重宗 雄三殿

文化功労者年金法の一部を改正する法律案  
文化功労者年金法の一部を改正する法律  
文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。  
第八条第一項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

附則

総員起立と認めます。よつ  
をもつて委員会修正とおり議

日程第四、郵便法の一部を

附則を次のように改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

2 この法律による改正前の文化功労者年金法の規定に基づいて昭和四十六会計年度分として支払われた年金は、この法律による改正後の文化功労者年金法の規定による同会計年度分の年金の内払とみなす。

る。

〔高橋文五郎君登壇、拍手〕

○高橋文五郎君　ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、文化功勞者に支給される年金の額を百万円から百五十万円に引き上げようとするものであります。

いたします。  
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長横  
川正市君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に  
掲載〕

郵便法の一部を改正する法律案

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、文化功勞者に支給する年金の額を百万円から百五十万円に引き上げようとするものであり、妥當な措置と認めたが、施行期日

委員会におきましては、文化功勞者の選考方針、年金額改定の根拠等の問題のほか、伝統文化の保存保護、大衆文化の育成等、わが国文化政策の基本に触れる諸問題についても熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によって御承知願ひたいと存じます。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月十六日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

等について所要の修正を加えた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に一億八千万円が計上されている。

四月二十日質疑を終了、同二十七日には、まず、二木議員より各党共同提案にかかる施行期日についての修正案が提出されました。討論もななく、直ちに採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決せら

郵便法の一部を改正する法律案  
郵便法の一部を改正する法律  
郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部  
を次のように改正する。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
た。

れ、よつて、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることがで

#### 第四條 削除

第十七條の見出し中「容積、重量」を「大きさ」に改め、同条第一項を次のように改める。

通常郵便物は、次に掲げる大きさ及び重量をこえることができない。

##### 一 大きさ

##### イ 長さ

四十センチメートル

##### ロ 幅

二十七センチメートル

##### ハ 厚さ

十センチメートル

##### 二 重量

##### イ 第一種郵便物

四キログラム

ロ 第三種郵便物及び第四種郵便物（ハに掲げるものを除く。）  
一キログラム

ハ 第四種郵便物のうち第二十六條第一項第二号又は第三号に掲げるもの  
三キログラム

第十七條第二項中「郵便物」を「通常郵便物」に改め、同条第三項中「容積において第一項の長さ、幅及び厚さの各、二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物」を「第一項に規定する大きさ又は重量の制限をこえる第一種郵便物」に改め、同条に次の一項を加える。

小包郵便物は、省令で定める大きさ及び重量の最大限及び最小限の制限の範囲内のものでなければならぬ。

第二十一條第二項中「具備するもの」の下に「（以下「定形郵便物」という。）」を加え、「十五円」を「二十円」に、「八円」を「十円」に改める。

十円」に、「二十円」を「二十五円」に改め、同条第三項を次のように改める。

定形郵便物以外の第一種郵便物（以下「定形外郵便物」という。）の料金は、次に掲げる額とする。

一 重量五十グラムまでのもの 四十円

二 重量五十グラムをこえる二百グラムまでのもの 五十グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに十五円の割合で算出した額を四十円に加えた額

三 重量二百グラムをこえる五百グラムまでのもの 二百グラムをこえる百グラム又はその端数ごとに三十円の割合で算出した額を八十五円に加えた額

四 重量五百グラムをこえる一キログラムまでのもの 二百五十円

五 重量一キログラムをこえる二キログラムまでのもの 七百元

六 重量二キログラムをこえるもの 二キログラムをこえる一キログラム又はその端数ごとに五百円の割合で算出した額を七百元に加えた額

第二十一條第四項中「十五円」を「二十円」に改め、同条第六項中「第二項又は第三項に規定する第一種郵便物」を「定形郵便物又は定形外郵便物」に改める。

第二十二條第二項中「七円」を「十円」に、「十四円」を「二十円」に、「八円」を「十円」に改める。

第二十三條第四項を次のように改める。

第三種郵便物の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ省令で定める。この場合において、その額は、同一重量の第一種郵便物の第二十一條第二項及び第三項に規定する料金の額より低いものでなければならぬ。

第二十六條第二項を次のように改める。

第四種郵便物（前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ省令で定める。この場合において、その額は、同一重量の第一種郵便物の第二十一條第二項及び第三項に規定する料金の額より低いものでなければならぬ。

第二十七條中「第一種郵便物（郵便書簡を除く。）」を「定形郵便物及び定形外郵便物（以下「市内特別郵便物」という。）」に、「同条第二項に規定するもの」を「定形郵便物」に、「十二円」を「十六円」に、「十六円」を「二十円」に、「同条第三項に規定するもの」を「定形外郵便物」に、「二十円」を「三十二円」に、「二十八円」を「四十四円」に改め、同条第一号中「都の同一区内又は京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市中若しくは北九州市の同一区内」を削り、同条第四号中「（都の同一区内又は第一号に規定する市の同一区内のみにおいて発着するものにあつては、二百通）を削る。

第二十七條の二中「百分の十」を「百分の十五」に、「百分の五」を「百分の七」に改め、同条を第二十七條の三とする。

第二十七條の次に次の一条を加える。

第二十七條の二（第一種郵便物の料金の軽減） 市内特別郵便物以外の定形郵便物又は定形外郵便物で、省令で定める形状、重量、様式又は取扱に関する条件を具備するものの料金は、第二十一條第二項又は第三項の規定にかかわらず、郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ、省令で、これらの規定に定める額を軽減した額とすることができる。

第二十九條ただし書中「第二十一條第二項に規定する第一種郵便物」を「定形郵便物」に改める。

第三十一條中「郵便事業に係る原価」を削り、「政令」を「郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ省令」に改める。

第三十八條第三号中「第二十七條の二」を「第二十七條の三」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前二号に掲げる場合のほか郵便の役務の全部又は一部を提供しなかつた場合で、省令で定める場合に該当するときにおける当該郵便物の料金

第三十九條中「及び第二号の料金」を「第二号及び第三号の二の料金」に改める。

第四十四條第一項後段を削り、同条第二項中「左の料金」を「省令で定める額の転送料」に改め、各号を削り、同条第三項を削る。

昭和四十六年四月二十八日 参議院會議録第十一号 郵便法の一部を改正する法律案

第二号中「第五十八条第六項第一号イに掲げる書留料」を「書留料(第五十八条第五項の規定による書留に係るものを除く)として定められた額のうち最低のものに改め、同条第二項を削る。」

第五十七条の見出し中「種類」の下に「及び料金」を加え、同条中「郵便物の特殊取扱として」を削り、「ところ」の下に「によるほか省令の定めるところ」を加え、「及び年賀特別郵便の取扱」を、「年賀特別郵便その他の郵便物の特殊取扱」に改め、同条に次の二項を加える。

引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換及び特別送達取扱いは、書留とする郵便物につき、これをするものとする。

特殊取扱の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ省令で定める。

第五十八条第四項中「前二項の場合において」を削り、「損害賠償額を三千円」を「同項の規定の適用については、省令で定める額を損害賠償額」に改め、同条第五項中「二千円」を「三千円」に改め、同条第六項を削る。

第六十条第三項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十二条第二項から第四項までを削る。

第六十三条第一項中「省令の定める贈本によつて」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第六十三條の二を削る。

第六十四条第一項中「差出人の指定に従つて郵便物又は郵便振替により」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第六十五條を次のように改める。

第六十五條 削除

第六十六條第二項中「で書留とするもの」を削り、同条第三項を削る。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 削除

第六十八條第二項第一号中「三千円」を「同項の省令で定める額」に、同項第三号中「二千円」を「三千円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、第二十一条第二項から第四項まで、第二十二條第二項及び第二十七條の改正規定は、昭和四十七年二月一日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十三條第四項、第二十六條第二項、第三十一条及び第五十七條第三項の規定による郵政大臣の郵政審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行なうことができる。

〔横川正市君登壇、拍手〕

○横川正市君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容につきましては、さきに趣旨説明を聴取しておりますので、簡単にその趣旨を申し上げます。

改正の第一点は、郵便事業の運営に要する財源を確保するための郵便料金の改定でありまして、

第一種及び第二種郵便物の料金を改定し、その他の法定以外の料金改定と合わせて、今後三カ年間の通じて約三〇〇%の増収をはかろうとするものであります。

第二点は、郵便料金関係の規定の整備でありまして、郵便料金のあり方として収支相償の原則を明らかにするとともに、第三種及び第四種郵便物の料金は、その決定を省令に委任し、事業運営に弾力性を持たせようとするものであります。

その他、新しいサービスを弾力的に提供するための規定の改正等を行なうとするものであります。

通信委員会におきましては、収支相償の料金原則と公共性の関連、第三種郵便物等の料金の省令委任の是非、郵便の標準送達速度の確立等について質疑を重ねたほか、委員を名古屋に派遣して、同地方在住の有識者の意見を聴取するなど、慎重な審議が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党の永岡委員より反対、自由民主党の長田委員より賛成、公明党の堀田委員より反対する旨の発言があり、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、自由民主党の長田委員から、正常な労働関係の樹立、郵便の標準送達速度の確立、郵政審議会の機能の強化の三項目を内容とする四党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決いたしました結果、全会一致をもって本委員長の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がございまして、発言を許します。永岡光治君。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 私は、日本社会党、公明党及び民社党三党を代表いたしまして、郵便法の一部を改正する法律案に対し反対の意を表するものであります。

反対の理由の第一は、目下、国民の最大関心事である深刻な物価問題に対する政府、特に郵政省の行政姿勢についてであります。郵政省は、単に郵便だけをつかさどる官庁ではありません。郵便貯金、簡易保険という庶民に密着した貯蓄手段を通じて、国民大衆の汗の結晶である貴重な財産を管理する重大な使命を有するはずであります。郵政省は、郵便貯金の現在高七兆円突破、簡易保険の契約高十兆円突破と、最近における同事業の好調にうけに入っている模様であります。貯金の利子をはるかに越える物価上昇の中で、みすみす損をすることがわかつていながら、生活を守るために、身を切られるような思いで貯蓄をしなければならぬ国民大衆の切実な声を少しでも理解するならば、郵政大臣こそ物価抑制の最先鋒に立たれるべき立場にあると思ふものであります。しかるに、今回の改正案によれば、郵政省が公共料金値上げの先頭に立ち、郵便料金を一挙に三五%も値上げしようとしているのであります。郵便事業は、国民の日常生活に密着した最も公共性の高い事業でありまして、その料金が値上げされるといふことは、直接的な影響もさることながら、特に国民に与える心理的影響ははかり知れないものがあり、今後、これが諸物価高騰の起爆剤となつて、インフレをますます助長させることは火を見るよりも明らかなことであります。一方において国民大衆に貯蓄を奨励し、一方において、その貯蓄を事実上破壊するような行為を郵政省みずから先頭に立つて行なうような姿勢で、はたして郵政事業に対する国民の信頼が得られるではありませんか。私は、郵政事業全体を心から愛するがゆえに、今回の郵便料金の値上げは絶対に容認できないところでありまして。

次に第二点としては、今回の改正案は、創業以来百年にわたる郵便事業の使命と性格を根本的に改悪することを意図していることであります。申すまでもなく、郵便事業が国の独占事業として運営されているゆえんのもの、社会生活の基礎を

なすコミュニケーションの最も基本的な手段を、あまねく国民に国が保障することにあるのでありまして、このことは郵便法の第一条に、「郵便の役務をなすべく安い料金で、あまねく、公平に提供すること」と、その目的が明記されているのであります。しかるに、今回の改正案においては、新たに料金決定原則の規定を設け、「料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な費用を備い、その健全な運営を図ることができに足る収入を確保するものでなければならぬ」として、企業的な独立採算主義を強く打ち出し、必要な経費はすべて料金によって国民大衆に負担させることとして、国営事業でありながら、一般会計からの財政繰り入れの道を全く閉ざそうとしてゐるのであります。われわれも、郵便事業が企業対するものではないと、しかしながら、郵便事業の基本的使命はあくまで国民の心と心を結ぶ書翰の送達にあるのでありまして、それこそ、「なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供すべき」ものであり、したがって、国の文化政策、文教政策、社会福祉政策等の行政目的から政策料金を必要とする場合には、そのための赤字は当然一般会計から財政補てんすべきでありまして、それを独立採算、総括原価主義の名のもとに、郵便本来の使命である書翰の料金に負担させることは、郵便法第一条に定められた事業の公共的使命に明らかに反するものと言わざるを得ません。政府の行政目的のための政策料金の赤字は、当然、政府の責任において措置すべきものであり、そのことは事業の企業性、合理的経営とは何ら矛盾するものではないと思ふのであります。そのための一般会計からの繰り入れの道までも全く閉ざそうとする今回の改正は、郵便事業が今後その公共的使命を維持していく上において、大きな禍根を残すことになると思ふを得ないのであります。

第三の理由といたしましては、従来法律で定め

られてゐる第三種、第四種郵便物の料金及び政令で定められてゐる小包郵便物の料金を一括して省令に委任し、郵政大臣の一存でこれら料金の決定が行なえるようにしようとしていることでもあります。申すまでもなく、郵便事業は国の独占事業であり、その料金は租税に近い性格を有するものであります。したがって、現行憲法の租税法定主義及び財政民主主義の原則から、その決定は国会においてなされなければならないことは、財政法第三条に明記されてゐるところであります。政府は、今回の改正の言いわけとして、第三種の料金は法律にその基準を明記しており、しかも郵政審議会に諮問した上で決定することを法律に規定してゐるから、財政法には何ら反するものではないと説明してゐるのでありますが、これは全くの詭弁であると言わざるを得ないのであります。その「明らかな基準」といふのは、「同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものでなければならぬ」といふものなのであります。第三種、第四種郵便物は、国の行政目的による必要性から一般の郵便物よりも安い料金で提供するための政策料金であり、この制度がないとするならば、それらはすべて第一種郵便物に包含されるものであります。第一種の料金より安いことは法律にうたうまでもなく当然のことでありまして、したがって、基準としては全く無意味であることは小学生でもわかる自明の理であります。また、郵政審議会への諮問につきましても、現在の郵政審議会は郵政大臣の任命する委員からなる単なる郵政省の付属機関にすぎないのであります。これが国会にかつて国民の意思を十分に反映できる機関であるとは、とうてい考えられないのであります。われわれは、もちろん本法案には反対であります。が、もしも与党の多数をもってこれが成立するような場合には、少なくとも郵政審議会制度の抜本的改革がなされるべきであり、それすらなされないとするならば、本法案は違憲立法と言つても過言でないと思ふのであります。

昭和三十六年四月二十八日 参議院会議録第十一号 郵便法の一部を改正する法律案 公害の防止に関する法律案

次に、第四といたしましては、今回の郵便料金の値上げは、単なる赤字解消のためという安易な値上げにすぎず、今日、国民の信頼を失いつつある郵便事業の抜本的な改善策が何らうかがえないのであります。今年は、あたかも郵便事業創業百年という記念すべき年に当たり、去る四月二十日にはその記念式典が行なわれました。顧みますれば、わが国近代郵便の父、前島密先生をはじめ、幾多諸先輩の御努力により、かつての日本の郵便事業は、迅速、確実、低廉という、いわゆる郵便の三大モットーを掲げ、世界第一のサービスを提供したものであります。しかるに、今日はどうでしょうか。おそく、不確実で、しかも高いという、かつての三大モットーを逆にしたのが現在の郵便事業の姿ではないでしょうか。もちろん、創業以来百年の歳月は、わが国の社会、経済情勢を一変させ、特に電話等の他の通信手段の当時想像もできなかった驚異的發展によつて、郵便利用の実態についても隔世の変化を来たしてゐるのであります。明治、大正時代の郵便のような、一日十数回にも及ぶ集配制度を復活させよとは申しません。しかしながら、差し出された郵便物は、定められた日時に必ず配達されるという確実性の確保こそ、通信事業としての最低要件であり、それを国民に確保することこそ、現在、郵政省としてなすべき最大の急務であると思ふのであります。そのためには、何をしても労使関係の正常化は喫緊の要務であります。郵政当局は、国会において、郵政事業は入〇%が人件費である、しばしば強調されておられます。郵政事業は労働力に依存する度合いがきつて高く、職員の協力を得られるかどうか、正常な業務の運行を確保できるかどうかにかかっていると、今日、労使関係の不正常な状態が続く限り、幾ら料金の値上げをしましても、郵便サービスの改善は多くを望めないと思ふのであります。労使関係の正常化がなされ、郵便運行の正常化がなされて、初めて郵

便料金の改定というものが検討の対象になると思ふのであります。今日の郵政の労使関係の不正常な状態は、まことに嘆かわしい次第であります。郵政当局は、一日もすみやかに労使関係の正常化のため、従来の行きがかりを捨て、これが抜本的改善のため格段の努力を払うべきであります。

以上、数点にわたつて反対理由を述べてまいりましたが、最後に、特に強調したいことは、ときあたかも郵便第二世紀の第一歩を踏むべきときであり、さらに、今後の情報化社会の中における郵便事業のあるべき姿が強く問われている際でもあります。言うならば、第二の近代郵便創業の時期に、いままさに際会してゐると言つても過言ではないと思ふのであります。政府においては、単なる赤字解消のための値上げというのではなく、この際、新たな手段で当面を糊塗することなく、この際、広い視野と遠大な展望に立つた郵便事業の蘇生策を一日も早く策定して国民に示されるよう強く要望いたします。私の反対討論を終わります。

（拍手）

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、公害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長若林正武君。

昭和四十六年四月二十八日 参議院會議録第十二号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月二十五日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案  
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

（趣旨）  
第一条 この法律は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

（定義）  
第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止計画」とは、公害対策基本法第十九条第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画をいう。

3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの  
イ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として

利用されるものの設置又は改築の事業  
ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業（汚水以外の公害の原因となる物質のたまりを排除する目的をあわせ有して実施されるものに限る。）

ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業（イに掲げるものを除く。）  
二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業  
四 公立の義務教育諸学校（小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの

五 汚水その他公害の原因となる物質がたまり、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業

六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業  
七 公害の状況は把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業  
（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の特例）

第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業（政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。

国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

2 前項の場合において、公害防止対策事業に係る経費につき適用される他の法令の規定による国の負担割合が別表に定める国の負担割合をこえるときは、当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定めるところによる。

3 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から第七号までに掲げるもののうち、自治大臣が主務大臣及び環境庁長官と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

（公害の防止のための事業に係る地方債）  
第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする

経費の財源に充てるため起した地方債については、国は、資金事情の許す限り、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）  
第五条 前条第二項に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（公害防止事業団等）  
第六条 公害防止事業団が政府の補助を受けて公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第四号の規定に基づき公害防止計画において定められた第二条第三項第二号に掲げる事業を行なう場合における当該事業に係る経費に対する政府の補助は、同号に掲げる事業に係る経費に対する国の負担割合の例により算定するものとする。

2 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港灣局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。

（政令への委任）  
第七条 公害防止対策事業に係る経費の一部を公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定により事業者負担させる場合におけるこれらの事業に係る国の負担又は補助の額の算定の基礎となる額の算定、第三条の規定により国が負担し又は補助することとなる額の算定及び交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則  
（施行期日等）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項の規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 この法律は、昭和五十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに定められた公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第三項の規定により同日までに自治大臣が指定した公害防止対策事業については、なおその効力を有する。

(適用)  
第二条 第三条(別表を含む)の規定は、昭和四十六年度分の事業として実施される公害防止対策事業に係る国の負担金又は補助金(以下「補助負担金」という。)から適用し、昭和四十五年度分の事業で翌年度に繰り越したものに係る国の補助負担金については、なお従前の例による。

(昭和四十六年度の特例)  
第三条 昭和四十六年度に限り、同年度分の事業として実施される公害防止対策事業に係る国の補助負担金につき第三条の規定によつて算定した国の補助負担金の額が通常の国の負担割合によつて算定した国の補助負担金の額をこえることとなる場合(同条の規定により新たに交付さ

れることとなる場合を含む)には、当該公害防止対策事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)は、そのこえることとなる部分の額(新たに交付されることとなる場合にあつては、その全額)を昭和四十七年度に交付するものとする。

(地方交付税法の一部改正)  
第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則中第二十五項を第二十七項とし、第二十四項の次に次の二項を加える。  
25 当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

| 経費の種類                                             | 測定単位  | 単位費用   |
|---------------------------------------------------|-------|--------|
| 公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で公害防止に充てられた地方債に係る元利償還金 | 千円につき | 五〇〇〇〇円 |

26 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

| 測定単位                                                                                                        | 算定の基礎 | 表示単位 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
| 公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第五条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金 |       | 千円   |

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

第六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の六の次に次の一号を加える。

昭和四十六年四月二十八日 参議院会議録第十一号 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

十三の七 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)の施行に関する事務を行なうこと。  
第十二条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。  
(漁港法の一部改正)  
第七条 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三号第二号に次のように加える。  
ヌ 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設  
第四条中「図るための事業」の下に「及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

(港湾法の一部改正)  
第八条 港湾法の一部を次のように改正する。  
第二条第五項中第九号を第八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九 港湾浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設  
第二条第七項中「復旧する工事」の下に「及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)  
第九条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「除く」の下に「及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

別表

| 事業の区分                                 | 国の負担割合                   |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 第二条第三項第一号の下水道の設置又は改築の事業               | 二分の一                     |
| 第二条第三項第二号の緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業   | 二分の一                     |
| 第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業              | 二分の一                     |
| 第二条第三項第四号の公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業      | 二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定める割合 |
| 第二条第三項第五号のしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業     | 二分の一                     |
| 第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業  | 二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定める割合 |
| 第二条第三項第七号の監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業 | 二分の一                     |
| 第二条第三項第八号の政令で定める事業                    | 政令で定める割合                 |

昭和四十六年四月二十八日 参議院會議録第十一号 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案 六〇二

〔若林正武君登壇、拍手〕

○若林正武君 たいだいま議題となりました公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、現下の急務であります公害防止対策の一その推進をはかるため、国の財政上の特別措置を定めようとするものであります。

内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一は、公害対策基本法に基づく公害防止計画による公害防止対策事業に対し、二分の一を基本とする国の補助負担率の特例を定めようとするものであります。

第二は、公害防止計画の作成されていない地域においても、自治大臣が指定する特定の公害防止対策事業について特例補助負担率を適用することとしようとするものであります。

第三は、特例補助負担率の適用対象事業等にかかる地方債の元利償還に要する経費の二分の一を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしようとするものであります。

なお、本法は昭和五十五年度までの時限法とされており。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わります。討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田委員より反対、自由民主党を代表して熊谷委員より賛成、公明党を代表して藤原委員より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、「政府は、公害防止計画策定の指示を急ぐとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するため、補助対象事業の拡大、特例補助率の引き上げ等について検討すべきである」旨の、各派共同提案による附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長田口長治郎君。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十六年四月二十七日

内閣委員長 田口長治郎

参議院議長 重宗 雄三殿

附則を次のように改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、情報処理に関する業務と統計調査等に関する業務を一元的に処理するため、大臣官房の統計調査部を情報管理部に改組するとともに、航空保安職員研修所の充実強化に伴い、その名称を航空保安大学校に改めるところとするもの等であつて、妥当な措置と認める。な

お、施行期日について所要の修正を行なつた。

一、費用

本法施行に伴い、特に費用を要しない。

運輸省設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十六年三月二十六日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「統計調査部」を「情報管理部」に改める。

第二十二條第一項第六号を次のように改める。

六 運輸省の所掌事務に関する調査、統計、情報処理その他情報の管理に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

第二十二條第一項第六号の二を削り、同条第二項中「統計調査部」を「情報管理部」に、「第五号から第六号の二まで」を「第五号及び第六号」に改める。

第二十九條中「航空保安職員研修所」を「航空保安大学校」に改める。

第三十六條第一項中「商船高等学校」を「商船高等専門学校」に改める。

第三十七條の四(見出しを含む)中「航空保安職員研修所」を「航空保安大学校」に改める。

第五十五條の八第一項の表中「東京都北多摩郡久留米町」を「東京留米市」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第五十五條の八第一項の改正規定

は、公布の日から施行する。

〔田口長治郎君登壇、拍手〕

○田口長治郎君 たいだいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法は、情報処理に関する業務と統計調査に関する業務を一元的に処理するため、大臣官房の統計調査部を情報管理部に改組すること、及び、航空管制官等の養成機関である航空保安職員研修所の名称を航空保安大学校に改めるところであります。

委員会におきましては、航空保安体制充実の必要性、過密過疎地域の交通対策、私鉄、民間航空の運営のあり方、海上狭水道の交通安全対策など、運輸行政の各般にわたつて質疑が行なわれ、この間、参考人の意見も徴しましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わります。討論に入りましたところ、自由民主党を代表して安田委員より、本法の施行期日を「公布の日」に修正の上、原案に賛成する旨の発言がありました。次いで採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法は修正案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって委員会修正どおり議決せられました。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君  
副議長 安井 謙君

議員  
 峯山 昭範君  
 山田 勇君  
 堀出 啓典君  
 萩原 啓子君  
 市川 房枝君  
 鬼丸 勝之君  
 浅井 亨君  
 上林 繁次郎君  
 田淵 哲也君  
 伊藤 五郎君  
 渋谷 邦彦君  
 向井 長年君  
 梶原 茂嘉君  
 小平 芳平君  
 村尾 重雄君  
 山本 敏三郎君  
 星野 重次君  
 渡辺 一太郎君  
 長屋 茂君  
 柳田 桃太郎君  
 佐藤 隆君  
 高橋 文五郎君  
 船田 謙君  
 大竹 平八郎君  
 柴田 栄君  
 栗原 祐幸君  
 山下 春江君  
 平島 敏夫君  
 新谷 三郎君  
 杉原 荒太君  
 喜屋武 眞榮君  
 青島 幸男君  
 藤原 房雄君  
 山高 げり君  
 内田 善利君  
 阿部 憲一君  
 松下 正寿君  
 多田 省吾君  
 片山 武夫君  
 沢田 実君  
 鈴木 一弘君  
 高山 恒雄君  
 白木 義一郎君  
 中村 正雄君  
 植竹 春彦君  
 初村 謙一郎君  
 鳴崎 均君  
 増田 盛君  
 中山 太郎君  
 山崎 竜男君  
 高橋 雄之助君  
 田村 賢作君  
 温水 三郎君  
 大谷 藤之助君  
 堀本 宜実君  
 徳永 正利君  
 前田 佳都男君  
 森 八三三君  
 古池 信三君  
 藤田 正明君

黒木 利克君  
 玉置 猛夫君  
 鈴木 省吾君  
 安田 隆明君  
 山本 茂一郎君  
 山崎 五郎君  
 河口 陽一君  
 丸茂 重貞君  
 田中 茂穂君  
 鈴木 亨弘君  
 山本 利壽君  
 平井 太郎君  
 松平 勇雄君  
 重政 庸徳君  
 迫水 久常君  
 久次 健太郎君  
 松本 英一君  
 上田 稔君  
 安永 英雄君  
 杉原 一雄君  
 熊谷 太三郎君  
 園田 清充君  
 森 勝治君  
 米田 正文君  
 西村 関一君  
 西田 信一君  
 鈴木 強君  
 森 元治郎君  
 斎藤 昇君  
 廣瀬 久忠君  
 大和 与一君  
 渡辺 武君  
 河田 賢治君  
 達田 龍彦君  
 村田 秀三君  
 沢田 政治君  
 武内 五郎君  
 小柳 勇君  
 土屋 義彦君  
 大松 博文君  
 高田 治運君  
 中津井 真君  
 佐田 一郎君  
 林田 悠紀夫君  
 源田 実君  
 木村 睦男君  
 江藤 智君  
 白井 勇君  
 田口 長治郎君  
 吉武 恵市君  
 那 祐一君  
 高橋 衛君  
 宮崎 正雄君  
 亀井 善彰君  
 石原 慎太郎君  
 長田 裕二君  
 竹田 四郎君  
 二本 謙吾君  
 川上 為治君  
 小野 明君  
 中村 波男君  
 林 虎雄君  
 佐藤 一郎君  
 塚田 十一郎君  
 占部 秀男君  
 瀬谷 英行君  
 増原 恵吉君  
 近藤 信一君  
 阿具根 登君  
 春日 正一君  
 岩間 正男君  
 竹田 現照君  
 川村 清二君  
 松井 誠君  
 松永 忠二君  
 横川 正市君

矢山 有作君  
 久保 等君  
 龜田 得治君  
 小林 武君  
 足鹿 覺君  
 加藤 シヅエ君  
 秋山 長造君  
 永岡 光治君  
 松澤 兼人君  
 大矢 正君  
 木村 禧八郎君  
 羽生 三七君

文部大臣 坂田 道太君  
 運輸大臣 橋本 登美三郎君  
 郵政大臣 井出 一太郎君  
 自治大臣 秋田 大助君

中国産調整食肉輸入に関する質問主意書  
 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十六年四月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿  
 木村 禧八郎

中国産調整食肉輸入に関する質問主意書

中国の家畜衛生事情については前後三回にわたる調査が行なわれ、特に一九六六年の中国家畜衛生調査団・元農林省畜産局衛生課長田中良男氏の報告より判断すれば、一九六二年以降中国においては「口蹄疫」が消滅されている事実が確認されたばかりか、その防疫体制は完備であることが証明されている。

それにもかかわらず政府は禁止を解く何らの措置を講じないばかりか逆に過去無条件で許可してきた中国産「金華ハム」の輸入をも締め出す新たな妨害を加えてきている。

一、この妨害は神戸港において惹起された。

即ち昭和四十六年二月九日付動物検疫所神戸支所指示書によつて、在神戸東栄商社の輸入した中国産「金華ハム」一〇トンについて、これを輸出国たる中国に積戻すよう命じたのである。

当方の調査によればこの指示書は、昭和四十

四年三月二十四日付畜産局長名の各港動物検疫所長宛通達に基づくものと判明した。

本通達によれば中国よりのハム、ソーセージ、ベーコンは、これを行き来するだけ輸入させない方向で業者を指導するよう要請しており、これにより従来外貨割当さえ保有していれば無条件に輸入できたものが、実質上輸入禁止品目となつたわけである。

しかしこの通達は、完全に実施されてこなかつたのが現状である。

事実、東栄商行は通達下達後、通産省よりライセンスを取得し、昭和四十五年九月に九〇〇キログラムの輸入を行なつてゐる事実があるし、この他にもポルトガル、チェコ、ベルギー、西独、スイス等、輸入を禁止すべき地域の商品をも輸入許可してゐるのである。

この事実に対する農林省の見解はどうか。

二、農林省畜産局は、神戸港に保管中の当該品目につき、日本国際貿易促進協会食肉委員会の抗議に際し、今回限り表面上の簡単な消毒により通関を許可するとの方針を提出してきてゐるが、これは従来同省が主張する「口蹄疫ウイルス」は骨の部分に残存する可能性が強いという考え方と、根本的矛盾をきたすことにならないか。

何故ならば、表面消毒のみでは、農林省の心配するウイルスの死滅は全く期待できないからである。農林省はこれと全く同じ発想で、アルゼンチンの煮沸肉を解禁した。

参考までにいえば、煮沸肉はその中心温度が摂氏七〇度一分間に達すれば良いとの条件で解禁したが、同省監修の小冊子「口蹄疫」によれば、摂氏八五度四時間の煮沸にも、「口蹄疫ウイルス」は耐えた事実のあることを報告している。

この矛盾を如何に釈明するか。

因みにアルゼンチンは「口蹄疫」の常在地区である。

三、以上の観点からすれば常に同省がいう

昭和四十六年四月二十八日 参議院會議録第十一号 質問主意書及び答弁書 審査報告書(第八号)(その二)参照

「口蹄疫の侵入には万全を期す」

「疑わしきは罰する」

「万が一を考へての処置」  
との方針を他国にはゆるく、中国については必要以上に厳格との不公平のそしりはまぬがれ難く省令と行政とが矛盾している。  
この点は如何に考へてゐるか。  
右質問する。

昭和四十六年四月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議員木村福太郎君提出中国産調整食肉輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木村福太郎君提出中国産調整食肉輸入に関する質問に対する答弁書

一 ハム、ソーセージおよびベーコンは、その種類、規格が加工工程によつて極めて多様であり、骨付きのものや生肉に近いものもあり、口蹄疫ウイルス等の病原体が残存するおそれがある。

二 従来はこれらの輸入量は少なかったが、昭和四十三年頃から輸入量および仕出国が増加する傾向にあり、口蹄疫等の侵入の危険性も高まつたので昭和四十四年三月に省令を改正して、ハム、ソーセージおよびベーコンを指定検疫物に加え、家畜衛生上の必要な規制を行なうとともに、検疫にあつたのは、生肉の輸入禁止地域から輸入されるものについては、加工処理の工程において十分な措置が行なわれたことを確認することとし、当該措置が行なわれたことが確認されないうものについては、病原体を拭けるおそれのある物として取扱ふこととしたものである。

三 輸入割当をうけて輸入された物資であつても食品衛生法、家畜伝染病予防法等の關係法規の適用をうけることは当然であり、輸入割当が割当物資をすべて無条件に通関させることを保証するものではない。

東洋商行が昭和四十五年三月に輸入した中国産ハムについては、家畜伝染病予防法第四十条の規定に基づき輸入の届出がなされず、同条の規定に違反してたまたま未検疫のまま国内に持ち込まれたものである。

なお、ポルトガル、チエコスロバキヤ、ベルギー、西独、スイス等からの輸入については、万国博覧会用に供するものとして、厳しい監督のもとに会場内での消費に限り(骨等の残渣はすべて焼却)輸入を認めたものである。

四 今回輸入されたハムについての動物検査上の取扱ひについては、本国等への移送等を行なななければ、家畜伝染病予防法第二十三条の規定により、焼却、埋却又は消毒することとしており、今までもかかる事例については、本国等への移送、焼却等を行なわせてきていた。しかしながら、今回の事例については、省令改正の趣旨が徹底していなかつた事情もあるもので、今回に限つて十分監視できる体制のもとに、特定の場所において骨付きのまま煮沸(骨の部分はずべて焼却)し、特定の用途にのみ使用するというところで消毒の措置に代へることができないかどうか検討したことは事実である。なお、今後かかる事態が発生しないよう今年度に入つてからもさらに公報等によりその旨の周知徹底をはかつたところである。

五 口蹄疫ウイルスの耐熱性について、摂氏八十五度、四時間の煮沸に耐えた実験例を指摘されているが、これは口蹄疫にかかつている牛の病変部のみを実験した結果で、病変部以外の肉についての実験ではなく、このような事例は、特殊な条件のもとに試験事例としてはあり得ても、実際問題としては、現在アルゼンチン煮沸肉に付している条件(生前死後の検査で正常な家畜の肉の中心部位が摂氏七十度以上 一分以

上となるよう、摂氏百度に近い温度で三時間以上煮沸すること等)が確実に実施される限りその安全性については全く問題がないと考へており、このことは国際的にも十分認められているところである。

六 わが国の口蹄疫等海外悪性伝染病の侵入防止措置については、ハム、ソーセージおよびベーコンの取扱ひを含めて、諸外国における悪性伝染病の発生状況に応じて家畜衛生の技術的見地から措置しているものであつて、とくに、中国とその他の諸外国を区別しているものではない。

〔第八号(その二)参照〕

審査報告書

千九百六十九年十一月十四日に東京で作成された万国郵便連合憲章の追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるとの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和四十六年三月二十三日

外務委員長 松平 勇雄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
これらの議定書、規則、条約及び関係諸約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、万国郵便連合の運営を改善し、料金率その他業務上の事項について変更を加へるため、現行の万国郵便連合憲章を改正し、また現行の万国郵便連合一般規則等を修正更新するものである。

わが国がこれらの文書を締結することは、わが国の国際郵便業務の円滑な運営のために必要であるとともに、万国郵便連合を通じて国際協力維持増進する見地からも有意義であると考へ

えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

万国郵便連合分担金及び臨時費として、昭和四十六年度予算に二千二百九万八千円が計上されている。

審査報告書

アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるとの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和四十六年三月二十三日

外務委員長 松平 勇雄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この条約は現行のアジア・オセアニア郵便条約に代わるもので、アジア・オセアニア地域内の郵便業務における最近の事情にかんがみ、アジア・オセアニア郵便連合の運営を改善するための変更が加へられている。

わが国がこの条約を締結することは、わが国とこの地域の諸国との間の郵便業務の円滑な運営のために必要であるとともに、この地域の諸国との国際協力を増進する見地からも有意義であると考へられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

アジア・オセアニア郵便連合分担金として、昭和四十六年度予算に八十二万五千円が計上されている。

審査報告書

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正の受諾について承認を求めるとの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿  
外務委員長 松平 勇雄

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

この改正は、現行条約による船舶からの油の排出に対する規制を一層強化することを目的とし、一定の厳しい条件を満たす場合以外には、世界中のいかなる海域においても油又は油性混合物の排出を禁止することを主たる内容とするものであつて、海洋環境の保全、またそのための国際協力の推進の見地から、妥当な措置と認められた。

##### 一、費用

別に費用を要しない。

#### 審査報告書

油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿  
外務委員長 松平 勇雄

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

この条約は、タンカー等が海上で事故を起こした結果、沿岸国が油による海洋の汚染の重大な、かつ急迫した危険から自国民の利益を保護するため、必要な措置を公海においてとることができることを定めるものであつて、海洋環境の保全の見地から、妥当な措置と認められた。

##### 一、費用

別に費用を要しない。

#### 審査報告書

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿  
外務委員長 松平 勇雄

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

この改正は、国際原子力機関の理事国の数を増加させるとともに、その選出が国際社会の現状を反映し、かつ一層公平な地理的配分の見地から行なわれるようにすることを内容とするもので、この改正を受諾することは、わが国の理事国としての地位の安定及び向上のために望ましいと考えられるので、妥当な措置と認められた。

##### 一、費用

別に費用を要しない。

#### 審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿  
地方行政委員長 若林 正武

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税の住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の所得控除の額並びに事業税の事業主控除の額の引上げ、

不動産取得税、固定資産税等の非課税範囲の拡大、料理飲食等消費税及び電気ガス税の免税点の引上げ等を行なうほか、市街化区域内の農地に対する固定資産税及び都市計画税について税負担の激変緩和の措置を講じつつ課税の適正化を図るため所要の措置を講ずるとともに、狩猟免許税、入猟税及び入場税の税率の引上げその他地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備を行なうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府は、住民負担及び市町村財政の現状等にかんがみ、次の措置を講ずべきである。

一、住民税負担の軽減を図るため、引き続き課税最低限の引上げに努めること。

二、市街化区域内の農地において引き続き営農を希望する者に対する固定資産税及び都市計画税の課税にあつては、市街化調整区域への編入、施設緑地としての指定等によつて農地の確保を図り、農地並みの課税とするよう十分配慮すること。

三、都市とくに大都市並びにその周辺都市において、都市環境整備のための財政需要が著しく増大している実情にかんがみ、すみやかに国、地方を通ずる税源の配分について再検討を加えるとともに、大都市については特有の事務配分に伴う必要な税制上の措置を講ずること。

四、狩猟関係税の税率の引き上げに伴い、鳥獣保護及び狩猟行政の適確な実施を確保するための措置を強化すること。

右決議する。

#### 審査報告書

理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿  
社会労働委員長 林 虎雄

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、理学療法士及び作業療法士の充足状況にかんがみ、理学療法士及び作業療法士の受験資格に関する特例措置をさらに三年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

##### 一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

#### 審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿  
社会労働委員長 林 虎雄

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、健康管理手当の対象となる高齢者の範囲を拡大するものであつて、妥当な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

##### 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十六年

昭和四十六年四月二十八日 参議院會議録第十一号 審査報告書(第八号)(その一)(参照)

度一般会計予算に三億四千八百八十二万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の各項について、その実現に努力すべきである。

一、最近における被爆者の疾病状況、老齢化傾向等にかんがみ、生活保障を含む被爆者対策について根本的な改善を促進するため、すみやかに関係者を含む原子爆弾被爆者援護審議会を設置するなど所要の措置を講ずること。

二、認定疾病の認定にあつては、最近の被爆者の実情に即応するよう充分配慮すること。

三、健康管理手当の支給対象を大幅に拡大すること。

四、弔慰をこめて、葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、過去の死没者にも波及して支給するよう検討すること。

五、諸手当の金額を大幅に増額すること。

六、諸手当についての所得制限の大幅な緩和に努めること。

七、特別被爆者の範囲を合理的に拡大すること。

八、原爆死没者を含む被害者実態調査について、地方自治体等が行なう調査に対する国の補助を引き続き行なうこと。

九、昭和四十年に政府が行なつた被爆者実態調査を、関係者の協力のもとにすみやかに完結し、最終報告を公表すること。

十、被爆者の相談に十分応じられる態勢の充実など、被爆者に対する相談業務の強化を図ること。

十一、被爆者二世、三世に対する原爆の影響について調査研究を行ない、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

十二、沖縄在住の原爆被爆者に対し、本土なみの措置を行なうこと。

十三、原爆被爆地において旧防空法に基づく防空業務に従事中死傷した者に対し、戦争犠牲者救

済の公平を確保するよう、すみやかに施策を講じること。  
右決議する。

審査報告書

国民年金法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

社会労働委員長 林 虎雄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の福祉の向上を図るため、福祉年金及び手当の増額、福祉年金と戦争公務による扶助料等との併給制限の緩和、障害者に対する老齢福祉年金の支給開始年齢の引下げ等を行なうものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

費用

一、費用  
本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に約六十六億九千二百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の各項について、その実現に努力すべきである。  
一、各福祉年金の支給額を大幅に引き上げるとともに、所得による支給制限をさらに緩和すること。

二、老齢福祉年金の支給開始年齢をすべての老人について引き下げるとともに、障害福祉年金の支給対象となる障害の範囲を拡大すること。  
三、拠出制年金について、年金額の引き上げ、ス

ライド制の確立、支給要件の緩和に関し、社会保障の精神に即した改善を行なうこと。

四、拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映できるよう配慮することともに、被保険者の福祉のため運用される部分を大幅に拡充すること。

五、特別児童扶養手当については、公的年金と併給することともに、支給対象となる障害の範囲を拡大すること。  
右決議する。

審査報告書

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

運輸委員長 鬼丸 勝之

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、改良すべき踏切道として指定することができ期限を五箇年間延長して昭和五十年末までとし、踏切道の立体交差化あるいは保安設備の整備等により交通事故の減少をはかることともに、踏切道における交通渋滞の解消を促進しようとするもので、妥当な措置と認めらる。

費用

一、費用  
本法施行のため、昭和四十六年度一般会計予算に一億千六百七十万円が計上されている。

審査報告書

道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

運輸委員長 鬼丸 勝之

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間による自動車の検査能力をいっそう活用するため、指定自動車整備事業の検査施設及び自動車検査員について、二以上の事業場に共用または兼任することができるとする等指定の要件を改めるとともに、指定自動車整備事業の指定に関する事務を自動車検査登録特別会計において経理しようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

費用

一、費用  
本法施行のため、昭和四十六年度自動車検査登録特別会計予算に六千九百七十五万六千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、特に左記の事項に留意し、指定自動車整備事業制度の運営に遺憾なきを期すべきである。

一、自動車整備事業の経営の安定と技術の向上を図るため、事業の近代化をさらに推進することともに、自動車整備士及び検査員の養成、研修の充実を図ること。

二、指定自動車整備事業者の行なう業務の適正を確保するため、これに対する指導、監督を強化すること。  
右決議する。

審査報告書

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

農林水産委員長 河口 陽一  
参議院議長 重宗 雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における家畜防疫上の質的变化及び家畜の価格の上昇等にかんがみ、家畜伝染病として取扱う伝染性疫病の範囲の合理化をすること、動物の輸入についての事前届出の制度及び都道府県相互間における家畜防疫員の応援派遣の制度を設け、家畜防疫事務の円滑な実施に資すること並びに患畜の殺処分に伴い国が交付する手当金の最高限度額を家畜価格の推移に応じて政令で定めようとするものである。妥協な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

## 一、費用

本法施行に要する費用として、へい殺畜棄却手当補助金、一億八千六百七十五万六千円が昭和四十六年度一般会計予算に計上されている。

## 附帯決議

政府は、米の生産調整、畜産物の輸入の増大等に対処するため、畜産物及び飼料の価格の安定、畜産物の消費の拡大及び生産対策の強化等畜産政策の拡充を期するとともに、本法の施行にあつては左記事項の実現に努めるべきである。

## 記

一、自衛防疫の推進を図るため、その体制の育成強化について必要な財政援助を行なうこと。

二、最近における海外からの悪性伝染病のわが国への侵入の危険性の増大に対処して、検疫施設を整備充実し、動物検疫に万全を期すること。

三、殺処分手当金の最高限度額は実勢価格の推移に即応して適正なものとする。

四、最近における畜産経営の規模拡大に伴い、家

畜の伝染性疫病が複雑かつ多様化しつつある現状にかんがみ、その防疫対策に万全を期するとともに試験研究の拡充強化を図ること。

五、豚及び鶏等の共済制度を速かに確立すること。

六、獣医師の家畜の伝染性疫病予防に果す役割の重要性にかんがみ、特にその農村定着化と待遇の改善に努めること。

七、家畜伝染病以外の伝染性疫病の発生の状況の把握に万全を期するため、家畜保健衛生所の機能の充実を図り、あわせてその発生の届出が円滑に行なわれうる措置を検討すること。

右決議する。

## 審査報告書

産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

商工委員長 川上 為治

参議院議長 重宗 雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、産炭地域における鉱工業等の振興を促進し、電力用炭の価格の安定等を図り、及び九州地方の産炭地域における石炭問題に関する対策の実施を推進する必要性がなお存続している実情にかんがみ、産炭地域振興臨時措置法の有効期間、電力用炭販売株式会社法の廃止期限並びに通商産業省設置法に定める産炭地域振興審議会及び臨時石炭対策本部の存置期限を次のように変更しようとするものであり妥協な措置と認める。

1 産炭地域振興臨時措置法の有効期間を十年

延長する。

2 電力用炭販売株式会社法の廃止期限を昭和四十八年度末まで延長する。

3 産炭地域振興審議会の存置期限を十年延長すること、臨時石炭対策本部の存置期限を昭和四十八年度末まで延長する。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度石炭対策特別会計予算において、産炭地域振興調査委託費三千八百八十九万九千円、産炭地域小水系用水開発事業補助金四億九千二百七十九万七千円、産炭地域振興事業債利子補給金二億九千七百八十二万七千円、産炭地域振興審議会に必要な経費百七十二万七千円、臨時石炭対策本部費百六十一万一千円が計上されている。

## 審査報告書

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

商工委員長 川上 為治

参議院議長 重宗 雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるシステム化、省力化の進展その他機械工業をめぐる環境の変化に対処するため、特定電子工業及び特定機械工業について、生産技術の向上及び生産の合理化を促進することによつて、その振興を図ろうとするものであり、妥協な措置と認める。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算において、法律施行費八百万円、審議会費二百八十万円、公害安全対策機械開発普及調査費三百万円及び重要技術研究開発

費補助金二十億円（特定電子工業及び特定機械工業以外に対する補助も含む。）が計上されており、また、昭和四十六年度財政投融資計画において、特定電子工業及び特定機械工業に対する設備資金貸付百六十億円及び長期運転資金貸付三十億円が予定されている。

## 審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

商工委員長 川上 為治

参議院議長 重宗 雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、第一に最近の中小企業信用保険制度の実態にかんがみ、普通保険および特別小口保険について、その保険額の限度額を引き上げるとともに、対象金融機関について政令で定めるとし、第二に中小企業の公害防止対策として、中小企業信用保険制度に新たに公害防止保険を創設しようとするものであつて、妥協な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

大蔵委員長 柴田 栄

参議院議長 重宗 雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、夫婦間における財産の形成等の実情にかえりみ、贈与税の配偶者控除及び相続税の遺産に係る配偶者控除の引上げによる負担の軽減を図るとともに、相続人の取得する保険金及び死亡退職金の非課税限度を引き上げるほか、配偶者控除の適用要件を緩和し、申告書の公示限度を引き上げる等税制の整備合理化を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十六年度二十三億一千四百万円である。

## 審査報告書

入場税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

大蔵委員長 柴田 栄

参議院議長 重宗 雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、

万円である。

## 審査報告書

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

大蔵委員長 柴田 栄

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十五年四月に開催されたインドネシア債権国会議における合意に基づき、他の主要な債権国と協調して、インドネシア共和国の政府等の有する債務の履行の円滑化を図るため、同国の中央銀行に対する日本輸出入銀行の貸付金につき利息の特例を定めるとともに、これに伴う国内措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

## 一、費用

本法施行に要する費用として、昭和四十六年度一般会計予算に四十二億円が計上されている。

## 附帯決議

政府は、開発途上国に対する経済協力について、次の諸点に関し、特に配慮すべきである。

一、援助の供与に際しては、特定国に片寄ることなく、受入国自体の開発に対する自助努力を重視すること。

二、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の業務分担について再検討を加え、その区分を明確にし、援助資金の効率的運用に遺憾のないよう努めること。

右決議する。

## 審査報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年三月二十三日

内閣委員長 田口長治郎

参議院議長 重宗 雄三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、国の行政に関する公文書その他の記録の保存等を行なわせるため、総理府本府の附屬機関として国立公文書館を設置するとともに、統計職員養成所を統計研修所に、海洋科学技術審議会を海洋開発審議会にそれぞれ改組

しようとするものであつて、  
 一、費用  
 本法律施行に要する経費は、五千六百十三万円であつて、昭和四十六年度予算に計上されている。

第十号中誤正

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| ベ | 段 | 行 | 誤 |
| 五 | 九 | 三 | 四 |
|   |   | 民 | 開 |
| シ | 四 | 終 | わ |
|   | 二 | か | ら |
|   |   | 諸 | 施 |
|   |   | 策 |   |
|   |   | 諸 | 施 |
|   |   | 策 |   |
|   |   | 正 |   |

昭和四十六年四月二十八日 参議院会議録第十一号

六一〇

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| 定価 一部 四十円<br>(配達料共)                                         |
| 発行所<br>東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七<br>大蔵省印刷局<br>電話 東京 五八二 四四二一(大代) |